

モニタリングにおける主な確認事項

大分類	中分類	確認の内容
①処分場の運営に関する こと	事業の実施体制	・業務の実施体制が適切に整備され、維持されている。 ・必要な有資格者が配置されている。 ・平常時及び緊急時の連絡体制が整備されている。 ・作業員の労働安全衛生管理が適切に行われている。
	搬入日及び搬入時間	・廃棄物の搬入日及び搬入時間が、環境保全協定に定める曜日及び時間である。
	運営・維持管理マニュアル	・業務遂行に必要な項目を記載した運営・維持管理マニュアルが適切に整備され、これに沿った業務が遂行されている。
	業務実施計画書	・人員体制、運転管理、点検・保守などの年間業務実施計画書が適切に作成されている。
	業務関連報告書	・運転管理の記録、各種業務の実施結果、設備の管理記録など業務に関する報告書が適切に作成されている。
	財務状況	・事業者が提出した財務書類により、財務状況が適正である。
②廃棄物の受入及び埋立 管理に関すること	受付管理の状況	・排出事業者との契約、廃棄物の搬入、受入までの管理が関係法令及び運営・維持管理マニュアル等に基づき適切である。 ・受入廃棄物の種類や搬入時の審査が環境保全協定に基づき適切である。 ・安全管理講習会の実施など運搬車両等に対する交通安全対策が適切に講じられている。など
	埋立管理の状況	・受入廃棄物の埋立作業や廃棄物の安定化のための散水作業等が関係法令及び運営・維持管理マニュアル等に基づき適切である。 ・埋立方法や作業の記録が環境保全協定に基づき適切である。など
③浸出水処理施設の運転 管理に関すること	浸出水処理施設の運転管理	・浸出水処理施設の運転・管理、処理水のモニタリング等が関係法令及び運営・維持管理マニュアル等に基づき適切である。
④緊急時対応など危機管 理に関すること	緊急時対応の整備	・緊急時の対応マニュアル、連絡体制等が適切に整備されている。 ・上記体制等が機能するよう、定期的な訓練が実施されている。など
⑤環境調査に関すること	環境調査の実施状況	・処分場内及び周辺において実施する環境調査が環境保全協定等に基づき適切に行われている。
⑥普及啓発に関すること	施設の維持管理情報の公表状況	・施設の維持管理情報が関係法令及び環境保全協定等に基づき、適時・適切に公表されている。
	見学者への対応	・県が実施する見学会への協力や見学者向け展示品の更新・維持管理が適切に行われている。